

●内水面漁場公示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第2項において準用することとされた第64条第8項において準用する同条第6項の規定に基づき、内水面漁場計画変更の内容、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各項に掲げる事項、漁業の免許予定日及び申請期間を下記のとおり定め、公示する。

令和6年12月25日

香川県知事 池田 豊人

第1 内水面漁場計画の内容

漁業権に関する事項 別添のとおり

第2 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項

1 内水面漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果 適当である。

2 漁場の図面

別添のとおり

第3 漁業の免許予定日

令和7年4月1日

第4 第3に係る申請期間

令和7年1月6日8時30分から同年2月14日17時まで